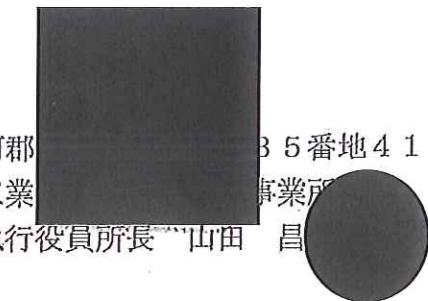


業総外-17019号
平成29年10月30日

原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿



「原子燃料工業株式会社東海事業所
原子力事業者防災業務計画」の暫定版提出について

平成29年3月9日付で届け出ました「原子燃料工業株式会社 東海事業所 原子力事業者防災業務計画」（以下、計画という。）につきまして、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」等の施行に伴い、計画の修正を予定しておりますが、本日時点において茨城県知事及び東海村長との協議中であるため、協議中である計画案を暫定版として添付資料のとおり提出いたします。

つきましては、本日から協議終了後の届出までの期間については、暫定版により運用することといたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

- ・ 10月30日（法令施行日）から原子力防災業務計画の届出までの運用について

以上



10月30日（法令施行日）から原子力防災業務計画 の届出までの間の運用について

- ・EAL区分及び判断基準
- ・通報・報告・連絡様式
- ・原子力事業所災害対策支援拠点
- ・事業所対策本部室（緊急時対策所）

【H29.10.30 現在】

原子燃料工業株式会社

東海事業所

別表第1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡基準（1 / 1）

EAL略称	法令（法令原文に補記した箇所は[]で表記）	連絡判断内容
原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 A L (EAL番号なし)	<p>原子力災害対策指針 第2 原子力災害事前対策 (2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 (ロ) 具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事故の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表2）【*1】及び下記（ハ）を踏まえ原子力事業者が行う。</p>	<p>②緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>（ハ）具体的な基準</p> <p>して、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事故の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表2）【*1】及び下記（ハ）を踏まえ原子力事業者が行う。</p> <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までに掲げるものを除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>① 東海村において震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> <p>① 東海村において震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 茨城県を津波予報区とする大津波警報が発表された場合。 ④ 同左 ⑤ 同左</p> <p>・「東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。」は対象外とする。 ・事業者からの警戒事態該当事象発生の連絡は不要（警戒事態該当事象発生後の経過報告は必要）</p>

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（1 / 16）

EAL略称	法令（法令原文に補記した箇所は□で表記）	通報判断内容
(1) 敷地境界付 近の放射線 量の上昇 SE01	<p>原災法第10条第1項</p> <p>原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準[*1]以上の放射線量が政令で定めるところ[*2]により検出されたことその他の政令で定める事象[*5]の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子弹規制委員会規則[*8]（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令[*9]及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子弹規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。</p>	<p>【測定方法】 モニタリングボストによる測定</p> <p>【判断基準】 • 1ヶ所で $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のγ線量 又は • 1ヶ所で $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のγ線量 を検知し、中性子線サーベイメータの測定値との合計値が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の場合 ※当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会直規則で定める場合は、当該数値は検出されなかつたものとみなし。 </p> <p>[*1]原子力災害対策特別措置法施行令（以下「原災法施行令」という。）第4条第1項（政令で定める基準）／（第1項に規定する基準）</p> <p>[原災]法第10条第1項の政令で定める基準は、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量とする。</p> <p>[*2]原災法施行令第4条第2項（政令で定めるところ）／（第2項の定めによるところ） 「原災」法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、「原災」法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一つ又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値にして得た数値が、前項の放射線量以上のものとなるかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合[*3]は、当該数値は検出されなかつたものとみなす。</p>

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (2 / 16)

E A L略称	法 令 (法令原文に補記した箇所は「」で表記)	通報判断内容
(1) 敷地境界付 近の放射線 量の上昇 (続き)	[*3]通報事象等規則第3条の2 (原子力規制委員会規則で定める場合) 〔原災法施行〕令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備[*4]及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合(〔原災法施行〕令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなる原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)とする。 [*4]通報事象等規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示第2条(原子力規制委員会が定める測定設備) 通報事象等規則第3条の2の原子力規制委員会が定める測定設備は、次の表(略)の上欄に掲げる原子力事業所について、同表の下欄に定めるものとする。	[*5]原災法施行令第4条第4項(政令で定める事象) 〔原災〕法第10条第1項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 原災法施行令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準[*1]以上の放射線量が第2項[*2]又は前項[第3項][*6]の定めによるところにより検出されたこと。

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（3 / 16）

EAL略称	法令（法令原文に補記した箇所は[]で表記）	通報判断内容
<p>(1) 敷地境界付近の放射線量の上昇（続き）</p> <p style="text-align: right;">SE01</p> <p>[*7]通報事象等規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるとこ る）</p> <p>〔原災法施行〕令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によつて、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p> <p>[*8]防災業務計画等命令第3条（内閣府令・原子力規制委員会規則の定めるところ）</p> <p>〔原災〕法第10条第1項前段による事業所外運搬に係る事象以外の事象が発生した場合における通報は、別記様式第2によるものとする。この場合において、通報の方法は、次条第1項のファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一斉に複数の者に送信するものとし、送信した旨を直ちに電話で通報先に連絡することにより行わなければならない。</p> <p>二 前項の規定によることができない場合には、通報は、別記様式第2に掲げる事項について行うものとし、また、通報の方法は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認することにより行わなければならない。</p> <p>[*9]原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する省令第2条（内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令の定めるところ）</p> <p>〔原災〕法第10条第1項前段による事業所外運搬に係る事象が発生した場合における通報は、別記様式第1によるものとする。この場合において、通報の方法は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（文部科学省・経済産業省令第4号）第4条第1項のファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一者に複数の者に送信するものとし、送信した旨を直ちに電話で通報先に連絡することにより行わなければならない。</p>		

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(4 / 16)

E A I 略称	法 令 (法令原文に補記した箇所は□で表記)	通報判断内容
(2) 放射性物質 通常経路で の気体放射 性物質の放 出	<p>原災法第10条第1項 (略。別表第2 (1) 参照)</p> <p>[*5]原災法施行令第4条第4項 (政令で定める事象) (略。別表第2 (1) 参照)</p> <p>原災法施行令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量[*1]に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準[*10]以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めること</p> <p>※[*11]により検出されたこと。</p> <p>[*10-*11]通報事象等規則第5条第1項 (原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ)</p> <p>[原災法施行]令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、次の表[注1]の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるとところによるものとする。</p> <p>[注1] 次の表の上欄、中欄、下欄：添付1参照。</p>	<p>別表第3に定めるGE02の通報判断内容と同じ</p> <p>【測定方法】 固定ろ紙式排気モニタによる監視</p> <p>【判断基準】 ・排気口 (①加工工場排気口又は②廃棄物処理排気口) 放出の通報基準値※を超える放射能が認められた場合</p> <p>※通報基準値：①②とも $1 \times 10^7 \text{ Bq}$ 通報基準値 = 空気中濃度限度値 (Bq/cm^3) ^{注2} × 放出地点の特定係数 (m^3) ^{注3} = $1 \times 10^{-8} (\text{Bq}/\text{cm}^3)$ × $1 \times 10^9 (\text{m}^3)$ = $1 \times 10^7 \text{ Bq}$</p> <p>注2 (空気中濃度限度値)： 核原料物質又は核燃料物質の製錆の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。)別表第1に定める数値「U234(二酸化ウラン、ハ酸化三ウラン等の不溶性化合物)」に定められた数値($= 1 \times 10^{-8} (\text{Bq}/\text{cm}^3)$)</p> <p>注3 (放出地点の特定係数)： 排気口の高さ及び離地境界までの水平距離から求められる放出地点の特定係数($= 1 \times 10^9 (\text{m}^3)$)。添付2参照。</p>

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(5 / 16)

E A I 略称	法令(法令原文に補記した箇所は[]で表記) 原災法第10条第1項(略。別表第2(1)参照)	通報判断内容
(3) 放射性物質 通常経路で の液体放射 性物質の放 出	[*5]原災法施行令第4条第4項(政令で定める事象)(略。別表第2(1)参照) 原災法施行令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量[*1]に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準[*10]以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところ[*11]により検出されたこと。 [*10・*11]通報事象等規則第5条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ) 〔原災法施行〕令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表[注1]の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。	<p>別表第3に定めるGE03 の通報判断内容と同じ</p> <p>【測定方法】 放射能測定装置によるバッヂ式 排水の測定</p> <p>【判断基準】 ・排水口(下水ボンド)放出の通報基準値※を超えた排水が事業所外へ放出された場合 ※通報基準値: $1 \text{Bq}/\text{cm}^3$ 通報基準値 = 排水中濃度限度値^{注2} (Bq/cm^3) × 50 = $2 \times 10^{-2} (\text{Bq}/\text{cm}^3) \times 50$ = $1 \text{Bq}/\text{cm}^3$</p> <p>注2(排水中濃度限度値): 線量告示別表第1に定める数値 「U234(二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四ふっ化ウラン等の四価の化合物(経口摂取))」に定められた数値($= 2 \times 10^{-2} (\text{Bq}/\text{cm}^3)$)</p> <p>[注1] 次の表の上欄、中欄、下欄:添付1参照。</p>

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (6 / 16)

EAL略称	法令（法令原文に補記した箇所は□で表記）	通報判断内容				
(4) 火災爆発等による管理区域外での放射線量の放出 SE04	<p>原災法第10条第1項（略。別表第2（1）参照）</p> <p>[*5]原災法施行令第4条第4項（政令で定める事象）（略。別表第2（1）参照）</p> <p>原災法施行令第4条第4項第3号</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域[*12]をいう。）外の場所（前号に規定する場所[*13]を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところ[*14]により検出されたこと。</p> <p>イ 50 μ Sv/h以上の放射線量</p>	<p>【測定方法】 線量当量率サーベイメータによる測定</p> <p>【判断基準】 ・ 50 μ Sv/h以上の放射線量を10分以上継続して検知した場合</p> <p>[*12]通報事象等規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） [原災法施行]令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <p>（抜粋）</p> <table border="1"> <tr> <td>加工事業者</td> <td>核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域</td> </tr> <tr> <td>使用者</td> <td>核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域</td> </tr> </table>	加工事業者	核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域	使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域
加工事業者	核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域					
使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域					

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (7 / 16)

EAL略称	法令（法令原文に補記した箇所は□で表記）	通報判断内容
(4) 火災爆発等 による管理 区域外での 放射線量の 放出 (続き)	<p>[*13]前号に規定する場所 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気管、排水口その他これらに類する場所。 (2) 参照。</p> <p>[*14]通報事象等規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるとこる） 「原災法施行」令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、 次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「原災 法施行」令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出す ること。</p> <p>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前 項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>S E O 4</p>	<p>通報事象等規則第6条第4項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の 測定が困難である場合であって、その状況には鑑み、前項の検出により「原災法施行」令 第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度 の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量 又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（8 / 16）

E.A.L略称 (5) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	法令（法令原文に補記した箇所は□で表記） 原災法第10条第1項（略。別表第2（1）参照） [*5] 原災法施行令第4条第4項（政令で定める事象）（略。別表第2（1）参照） 原災法施行令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域[*12]をいう。）外の場所（前号に規定する場所[*13]を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところ(*14)により検出されたこと。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準[*15]以上の放射性物質	通報判断内容 【測定方法】 ダストサンプラーで捕集したろ紙による空気中放射性物質濃度の測定 【判断基準】 空気中濃度限度値(Bq/cm^3) $\pm 1 \times 50$ $= 1 \times 10^{-8} (\text{Bq}/\text{cm}^3) \times 50$ $= 5 \times 10^{-7} (\text{Bq}/\text{cm}^3)$ を超えた場合 注1（空気中濃度限度値）： 線量告示別表第1に定める数値 「U234（二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性化合物）」に定められた数値（= $1 \times 10^{-8} (\text{Bq}/\text{cm}^3)$ ）
S E 0 5		
		（抜粋）
	核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域	加工事業者
	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域	使用者

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（9 / 16）

EAL略称	法令（法令原文に補記した箇所は□で表記）	通報判断内容
(5) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (続き)	[*13]前号に規定する場所 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 (2) 参照。	<p>[*14]通報事象等規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるとこころ） 「原災法施行」令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、 次に定めるところによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「原災法施行」令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 <p>通報事象等規則第6条第4項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により「原災法施行」令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>[*15]通報事象等規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 「原災法施行」令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようならその放射性物質の濃度

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (10 / 16)

EAL略称	法令原文に補記した箇所は[]で表記)	通報判断内容
(5) 火災爆発等 による管 理 区域外での 放射性物質 の放出 (続き)	三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るもの)を除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	SE05

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (11 / 16)

EAI略称 (6) 臨界のおそれ	法令 (法令原文に補記した箇所は□で表記) 原災法第10条第1項 (略。別表第2 (1) 参照)	通報判断内容 事業所において臨界発生の蓋然性 が高いと考えられる場合
SE06	<p>[*5]原災法施行令第4条第4項 (政令で定める事象) (略。別表第2 (1) 参照)</p> <p>原災法施行令第4条第4項第5号</p> <p>前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。第6条第4項第4号において同じ。）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則[*11]（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの</p> <p>[*17]通報事象等規則第7条 (原子力規制委員会規則で定めるもの) 〔原災法施行〕令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>通報事象等規則第7条第2項</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<p>【測定方法】 γ線エリアモニタによる測定</p> <p>【判断基準】 ・ γ線エリアモニタ： 管理区域内に設置したγ線エリアモニタが複数発報した場合</p>

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（12 / 16）

E.A.L略称	法令（法令原文に補記した箇所は□で表記）	通報判断内容
(7) 防護措置の 準備及び一 部実施が必 要な事象発 生	<p>[*3] 原災法施行令第4条第4項（政令で定める事象）（略。別表第2（1）参照）</p> <p>原災法施行令第4条第4項第5号</p> <p>前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。第6条第4項第4号において同じ。）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則[*18]（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの</p> <p>S E 5 5</p>	<p>原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び一部実施が必要な事象が発生した場合（加工施設等に影響を及ぼすおそれがあること等放射線又は放射性物質が事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあると原子力防災管理者が判断した事象をいう。）</p> <p>[*18]通報事象等規則第7条（原子力規制委員会規則で定めるもの）</p> <p>【原災法施行】令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>通報事象等規則第7条第1項</p> <p>次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p> <p>（抜粋）</p> <p>又 原子炉の運転等のための施設（イからリまでに掲げるものを除く。）</p> <p>原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (13 / 16)

EAL略称	法令 (法令原文に補記した箇所は□で表記) 原災法第10条第1項 (略。別表第2 (1) 参照)	通報判断内容 【測定方法】 サーベイメータによる測定
(8) 事業所外運搬での放射線量の上昇	<p>[*5]原災法施行令第4条第4項(政令で定める事象) (略。別表第2 (1) 参照) 原災法施行令第4条第4項第4号</p> <p>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、$100 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるとところ[*16]により検出されたこと。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">XSE61</p> <p>[*16]原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省 経済産業省 国土交通省令第2号。以下「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」という。）第2条（原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ）</p> <p>第1項 「原災法施行」令第4条第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により「原災法施行」令第4条第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所外運搬中の輸送容器表面から1m離れた場所において$100 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量が認められた場合

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（14 / 16）

E AL略称 (9) 事業所外運搬の放射性物質の漏えい	<p>法令（法令原文に補記した箇所は[]で表記）</p> <p>原災法第10条第1項（略。別表第2（1）参照）</p> <p>[*3]原災法施行令第4条第4項（政令で定める事象）（略。別表第2（1）参照）</p> <p>XSE62</p>	<p>通報判断内容</p> <p>事業所外運搬中の輸送物から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高いこと</p> <p>【測定方法】</p> <p>サーベイメータによる測定</p> <p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルファ線を放出する放射性物質（輸送物であるラン）が輸送物表面から0.4Bq/cm²を超えて認められた場合 (輸送時ににおける放射性物質表面密度の限度値を超えて認められた場合) <p>[*19]通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条（原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるもの）</p> <p>「原災法施行」令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるもの）を除く。）及び第2項第1号（昭和52年運輸省告示第585号）第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>
-----------------------------------	--	---

別表第2 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係

添付1：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係

上欄（場合）	中欄（基準）	下欄（検出）
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じて得た値を乗じて得た値 ロ 放射能の測定により管理すべき空気中濃度限度に、当該放射性物質を乗じて得た値	イ の値を10分間以上継続して検出すること。 ロ の値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合	ハ 水中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値 イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度に対する割合の和が1となるようなら、それらの放射性物質の濃度にについての前号イの規定により得られた値 ロ 放射能の測定により管理する割合の和が1となるようなら、それらの放射性物質の放射能の値	ハ の値を10分間以上継続して検出すること。 イ の値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。
三 検出された放射性物質の種類が明確でない場合	ハ 水中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度にについての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなら、それらの放射性物質の濃度	ハ の値を10分間以上継続して検出すること。
	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものと、当該放射性物質が放出される場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値 ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放電性物質の種類に係るものと、当該放射性物質が放出される場所における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。	イ の値を10分間以上継続して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質の種類に係るものと、当該水中に含まれていないことが明らかである放電性物質の種類に係るものの値を乗じて得た値	ハ の値を10分間以上継続して検出すること。

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (16 / 16)

添付2：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係
 (太枠及び太字で示す箇所が事業所における放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数)
 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m³]

排气筒等の放射性物質を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m) (注3)																		
	20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ (注1) (注2) (注3)	1未満	5×10 ⁵	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
20以上 30未満	10以上 20未満	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹						
30以上 40未満	30以上 40未満	1×10 ⁹																
40以上 50未満	40以上 50未満	5×10 ⁹																
50以上 60未満	50以上 60未満	1×10 ¹⁰																
60以上 70未満	60以上 70未満	1×10 ¹⁰																
70以上 80未満	70以上 80未満	1×10 ¹⁰																
80以上 90未満	80以上 90未満	1×10 ¹⁰																
90以上 100未満	90以上 100未満	5×10 ¹⁰																
100以上 110未満	100以上 110未満	5×10 ¹⁰																
110以上 120未満	110以上 120未満	5×10 ¹⁰																
120以上 130未満	120以上 130未満	5×10 ¹⁰																
130以上 140未満	130以上 140未満	5×10 ¹¹	1×10 ¹¹															
140以上 150未満	140以上 150未満	1×10 ¹¹																
150以上 160未満	150以上 160未満	1×10 ¹¹																

(注1) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

(注2) ①は加工工場排気口、②は廃棄物処理棧橋気口における係数であり同じ数値である。

(注3) 敷地境界までの水平距離とは、測定場所から敷地境界までの最短距離とする。

別表第3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく通報基準（1／8）

EAL略称	法令（法令原文に補記した箇所は[]で表記）	通報判断内容
(1) 敷地境界付近 の放射線量の 上昇 GE01	原災法第15条第1項第1号 「原災法」第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に 係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備[*1]及び測定方法[*2]により検出さ れた放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの[*3]以上である場合	<p>【測定方法】 モニタリングボストによる測定</p> <p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ所で5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$以上の線量を檢 知した場合又は下記を10分以上繼 続して檢知した場合 ・1ヶ所で5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$以上の線量を檢 知 又は ・1ヶ所で1 $\mu\text{Sv}/\text{h}$以上の線量を檢 知し、中性子線サーモメータの測 定値との合計値が5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$以上の場 合 <p>*当該数値が落雷の時に検出された場 合は、当該数値は検出されなかつた ものとみなす。</p> <p>【*1】原災法施行令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 「原災法」第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係 周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって「原災」法第11 条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>【*2】原災法施行令第6条第2項（政令で定める測定方法） 「原災」法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限 る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこと とする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかつたもの とみなす。</p> <p>【*3】原災法施行令第6条第3項（政令で定める基準） 「原災」法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項 の測定方法により検出された放射線量（これらのが放射線量のいずれいかが、2地点以上において て又は10分間以上継続して検出された場合に限る。）1時間当たり5マイクロシーベルト 二 (略) 三 (略)

別表第3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく通報基準 (2 / 8)

E.A.I.略称 (2) 放射性物質通常経路での気体放射性物質の放出	法令 (法令原文に補記した箇所は□で表記) 原災法第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるもの[*4]が生じた場合	通報判断内容 別表第2に定めるSE02 の通報判断内容と同じ
G-E02	[*4]原災法施行令第6条第4項第1号（政令で定めるもの） 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界が近くに達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準[*5]以上の放射性生物質が原子力規制委員会規則で定めるところ[*6]により検出されたこと。 [*5・*6]通報事象等規則第12条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ） 「原災法施行令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者については、第5条の表【注1】の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出にし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるとこころによるものとする。	<p>【測定方法】 固定的紙式排気モニタによる監視</p> <p>【判断基準】 ・排気口（①加工工場排気口又は②廃棄物処理排気口）放出の通報基準値を超える放射能が認められた場合</p> <p>※通報基準値：①②とも$1 \times 10^7 \text{Bq}$</p> <p>通報基準値 = 空気中濃度限度値 (Bq/cm^3) ± 2 × 放出地点の特定係数 (iii) 注3 = $1 \times 10^{-3} (\text{Bq}/\text{cm}^3)$ × $1 \times 10^9 (\text{m}^3)$ = $1 \times 10^7 \text{Bq}$</p> <p>注2（空気中濃度限度値）： 線量告示別表第1に定める数値 U234（二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性化合物）に定められた 数値 ($= 1 \times 10^{-6} (\text{Bq}/\text{cm}^3)$)</p> <p>注3（放出地点の特定係数）： 排気口の高さ及び幾地界までの水平距離から求める放出地点の特定係 数 ($= 1 \times 10^9 (\text{m}^3)$)。 別表第2添付2参照。</p>

別表第3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく通報基準(3 / 8)

EAI略称	法令(法令原文に補記した箇所は「」で表記) 原災法第15条第1項第2号	通報判断内容
(3) 放射性物質通常経路での液体放射性物質の放出	<p>前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるもの[*4]が生じた場合</p> <p>[*4]原災法施行令第6条第4項第1号(政令で定めるもの)</p> <p>第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準[*5]以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところ[*6]により検出されたこと。</p> <p>[*5・*6]通報事象等規則第12条第1項(原子力規制委員会規則)で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ</p> <p>〔原災法施行〕令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者については、第5条の表[注1]の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>[注1] 第5条の表の上欄、中欄、下欄：別表第2添付1参照。</p>	<p>別表第2に定める[S E 0 3]の通報判断内容と同じ</p> <p>【測定方法】 放射能測定装置によるバッヂ式排水の測定</p> <p>【判断基準】 ・排水口(下水ボンド)放出の通報基準値※を超えた排水が事業所外へ放出された場合</p> <p>※通報基準値：$1 \text{Bq}/\text{cm}^3$ 通報基準値 = 排水中濃度限度値^{注2} (Bq/cm^3) $\times 5$ 0 $= 2 \times 10^{-2} (\text{Bq}/\text{cm}^3) \times 50$ $= 1 \text{Bq}/\text{cm}^3$</p> <p>注2(排水中濃度限度値)： 総量告示別表第1に定める数値 U234(二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四ふつ化ウラン等の四価の化合物(逕口採取))に定められた数値($= 2 \times 10^{-2} (\text{Bq}/\text{cm}^3)$)</p>

別表第3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく通報基準(4 / 8)

EAL略称	法令(法令原文に補記した箇所は□で表記)	通報判断内容
(4) 火災爆発等による管理区域外での放射線量の異常放出 GEO 4	<p>原災法第15条第1項第1号</p> <p>「原災法」第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備[*1]及び測定方法[*2]により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの[*7]以上である場合</p> <p>[*1]原災法施行令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備)</p> <p>「原災」法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて「原災」法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>[*2]原災法施行令第6条第2項(政令で定める測定方法)</p> <p>「原災」法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかつたものとみなす。</p> <p>[*7]原災法施行令第6条第3項(政令で定める基準)</p> <p>「原災」法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) 	<p>【測定方法】</p> <p>線量当量率カーネルメータによる測定</p> <p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5mSv/h以上の放射線量を10分以上継続して検知した場合

別表第3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく通報基準（5／8）

EAL略称	法令（法令原文に補記した箇所は□で表記）	通報判断内容
(5) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 GE05	<p>原災法第15条第1項第2号</p> <p>前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるもの[*8]が生じた場合</p> <p>[*8]原災法施行令第6条第4項第2号（政令で定めるもの）</p> <p>第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500 μ Sv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準[*9]以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところ[*10]により検出されたこと。</p> <p>[*9-*10]通報事象等規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>〔原災法施行〕令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 〔原災法施行〕令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性生物質の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性生物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>【測定方法】</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報基準で定めた空気中濃度限度値(Bq/cm³)</p> $\times 100$ $= 5 \times 10^{-7} (\text{Bq}/\text{cm}^3) \times 100$ $= 5 \times 10^{-5} (\text{Bq}/\text{cm}^3)$ <p>を超えた場合</p> <p>【判断基準】</p>

別表第3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく通報基準（6 / 8）

EAI略称	法令（法令原文に補記した箇所は□で表記）	通報半断内容
(6) 臨界の発生 GE06	原災法第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるもの[*11]が生じた場合 【測定方法】 γ線エリアモニタ及び中性子サーベイメータによる測定 【半断基準】 「臨界のおそれ」 SE06 と同じ 半断基準 かつ ・中性子サーベイメータ： 絶縁的に中性子を検出した場合	事業所において核燃料物質が臨界状態の場合 【測定方法】 γ線エリアモニタ及び中性子サーベイメータによる測定 【半断基準】 「臨界のおそれ」 SE06 と同じ

別表第3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく通報基準（7 / 8）

EAI略称	法令（法令原文に補記した箇所は□で表記）	通報判断内容
(7) 住民の避難を開始する必要がある事象発生	原災法第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるもの[*12]が生じた場合	原子力事業所周辺の住民の屋内避難を開始する必要がある事象が発生した場合 (加工施設等に影響を及ぼすこと等放射線又は放射性物質が異常な水準で事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあると原子力防災管理者が判断した事象をいう。)
G E 5 5	[*12]原災法施行令第6条第4項（政令で定める事象） 原災法施行令第6条第4項第4号 前3号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則[*13]（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの。	[*13]通報事象等規則第14条（原子力規制委員会規則で定めるもの） 「原災法施行」令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 (抜粋) 又 原子炉の運転等のための施設（いかなりまでに掲げるものを除く。） 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射性物質が異常な水準で事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

別表第3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく通報基準(8 / 8)

E.A.I.略称	法 令 (法令原文に補記した箇所は□で表記)	通報判断内容
(8) 事業所外運搬 での放射線量 の異常上昇 X GE 61	原災法第15条第1項第1号 「原災法」第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備[*1]及び測定方法[*2]により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの[*3]以上である場合	<p>【測定方法】 サーペィメータによる測定</p> <p>【判断基準】 ・事業所外運搬中の輸送容器表面から1m離れた場所において10mSv/h以上の放射線量が認められた場合</p> <p>【*1】原災法施行令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 「原災」法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて「原災」法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>【*2】原災法施行令第6条第2項（政令で定める測定方法） 「原災」法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかつたものとみなす。</p> <p>【*3】原災法施行令第6条第3項（政令で定める基準） 「原災」法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h

(加工・使用施設)

様式第7-1 警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

		年 月 日
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
警戒事態該当事象連絡		連絡者名 _____ 連絡先 _____
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所		名称：原子燃料工業株式会社東海事業所 (事業区分：_____) 場所：茨城県那珂郡東海村村松3135番地41
警戒事態該当事象の発生箇所		
警戒事態該当事象の発生時刻		年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	
	想定される原因	
		施設・設備の状態等
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	排気筒モニタの指示値 (時 分 時点) 【加工工場1】確認中 ・ 変化なし ・ 変化あり (cpm) 【加工工場2】確認中 ・ 変化なし ・ 変化あり (cpm) 【廃棄物処理棟】確認中 ・ 変化なし ・ 変化あり (cpm) 【HTR燃料製造施設】確認中 ・ 変化なし ・ 変化あり (cpm) モニタリングポストの指示値 (時 分 時点) 【モニタリングポスト1】確認中 ・ 変化なし ・ 変化あり ($\mu\text{Gy}/\text{h}$) 【モニタリングポスト2】確認中 ・ 変化なし ・ 変化あり ($\mu\text{Gy}/\text{h}$)
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(加工・使用施設)

様式第7-2 警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日	
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	
警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名 _____ 連絡先 _____
警戒事態該当事象発生後の経過について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。	
原子力事業所の名称 及び場所	名称：原子燃料工業株式会社東海事業所（事業区分：_____） 場所：茨城県那珂郡東海村村松3135番地41
警戒事態該当事象の 発生箇所（注1）	
警戒事態該当事象の 発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）
警戒事態該当事象の 種類（注1）	
発生事象と対応の概要 (注2)	(実施日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について
発生時刻順に記載する。

(注3) 事業所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式第8 特定事象発生通報

(第 報)

年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
第10条通報	<u>通報者名</u> <u>連絡先</u>	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称 及び場所	名称：原子燃料工業株式会社東海事業所（事業区分：_____） 場所：茨城県那珂郡東海村村松3135番地41	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	<p>原子力災害特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*□ (SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□ (SE02) 放射性物質通常経路での気体放射性物質の放出 *□ (SE03) 放射性物質通常経路での液体放射性物質の放出 *□ (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線量の放出 *□ (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 *□ (SE06) 臨界のおそれ *□ (SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> <p>原子力災害特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*□ (GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 *□ (GE02) 放射性物質通常経路での気体放射性物質の放出 *□ (GE03) 放射性物質通常経路での液体放射性物質の放出 *□ (GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線量の異常放出 *□ (GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 *□ (GE06) 臨界の発生 *□ (GE55) 住民避難を開始する必要がある事象発生</p> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	<p>施設・設備の状態等</p> <p>排気筒モニタの指示値（ 時 分時点）</p> <p>【加工工場1】確認中・変化なし・変化あり(cpm) 【加工工場2】確認中・変化なし・変化あり(cpm) 【廃棄物処理棟】確認中・変化なし・変化あり(cpm) 【HTR燃料製造施設】確認中・変化なし・変化あり(cpm)</p> <p>モニタリングポストの指示値（ 時 分時点）</p> <p>【モニタリングポスト1】確認中・変化なし・変化あり($\mu\text{Gy}/\text{h}$) 【モニタリングポスト2】確認中・変化なし・変化あり($\mu\text{Gy}/\text{h}$)</p>
	その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第9 特定事象発生通報

(第 報)

年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		
第10条通報	通報者名 _____ 連絡先 _____	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻 (24時間表示)		
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害特別措置法第10条第1項に基づく基準</div> <div style="margin-left: 20px;">* <input type="checkbox"/> (XSE61) 事業所外運搬での放射線量の上昇</div> <div style="margin-left: 20px;">* <input type="checkbox"/> (XSE62) 事業所外運搬での放射性物質の漏えい</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害特別措置法第15条第1項に基づく基準</div> <div style="margin-left: 20px;">* <input type="checkbox"/> (XGE61) 事業所外運搬での放射線量の異常上昇</div> <div style="margin-left: 20px;">(注記: *は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</div>	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
	その他特定事象の把握に参考となる情報	
	備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。	

様式第10 応急措置の概要報告

(第 報)

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
第25条報告		報告者名 連絡先
応急措置の概要について、原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき報告します。		
原子力事業所の名称及び場所	名称：原子燃料工業株式会社東海事業所 (事業区分：_____) 場所：茨城県那珂郡東海村村松3135番地41	
特定事象の発生箇所(注1)		
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
特定事象の種類(注1)		
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)	
	※添付の有・無	
その他の事項の対応(注3)	事業所対策本部の設置状況	
	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無(確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： 被ばく者 _____名 要救助者 _____名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：
	気象情報(確認時刻 時 分)	・天候 : ・風向 : 方位 ・風速 : m/sec ・大気安定度 :
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事情の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 事業所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

【添付1：施設の運転に関するパラメータ】

1. 事故時の運転状況

事故発生時の工程	工 程
	設 備

2. 施設の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
その他の状況 ・臨界 ・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【添付2-1：放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻(日 時 分)
評価時刻での放出量(放出率) 希ガス(Bq/h)	
ヨウ素(Bq/h)	
全α(Bq/h)	
全β(Bq/h)	
総量(Bq/h)	
評価時刻での放出量(濃度) 希ガス(Bq/cm ³)	
ヨウ素(Bq/cm ³)	
全α(Bq/cm ³)	
全β(Bq/cm ³)	
総量(Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス(Bq) ヨウ素(Bq) 全α(Bq) 全β(Bq) 総量(Bq) 放出継続時間(h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出(予測) 希ガス(Bq) ヨウ素(Bq) 総量(Bq) 放出継続推定時間(h)	

2. 予測線量

種類	評価時刻(日 時 分)											
	日 時 分			日 時 分			日 時 分			日 時 分		
方位	km	mSv	方位	km	mSv	方位	km	mSv	方位	km	mSv	方位
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点												
甲状腺の予測線量の最大地点	方位	km	mSv	方位	km	mSv	方位	km	mSv	方位	km	mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値(推定値を含む)を記載することも可とする。

【添付2-2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も送付することとする。

排気筒モニタ／その他の α 線モニタ

項目		時 分	時 分	時 分
排気筒モニタ	加工工場1 排気筒	cpm	cpm	cpm
	〃 2 〃	cpm	cpm	cpm
	廃棄物処理棟 〃	cpm	cpm	cpm
	HTR燃料製造施設 〃	cpm	cpm	cpm
その他の α 線モニタ	測定場所	cpm	cpm	cpm
		cpm	cpm	cpm
		cpm	cpm	cpm
		cpm	cpm	cpm

固定式モニタリング設備（モニタリングポスト／エリアモニタ）

γ 線空間線量率

項目		時 分	時 分	時 分
モニタリングポスト1		$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
モニタリングポスト2		$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
エリアモニタ	加工工場 集合体貯蔵エリア I	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	ペレット貯蔵室	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	ペレット加工室 I	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	原料貯蔵室 I	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	放射線管理室	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	ペレット加工室 R II (1)	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	ペレット加工室 R II (2)	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	容器保管室	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	原料貯蔵室 III	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	ペレット貯蔵エリア I (P2)	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	ペレット加工室 R I	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	原料貯蔵室 VI	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	燃料棒保管室	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
		$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
HTR燃料製造施設	原料貯蔵室 V	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	製品貯蔵庫	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	精製エリア	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	原料粉末充填エリア	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
	ADU粒子生成エリア	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$

可動式モニタリング設備（ γ 線サーベイメータ／中性子レムカウンタ） γ 線／中性子線空間線量

項目		時 分	時 分	時 分
γ 線サーベイメータ	測定場所	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
		$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
		$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
		$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
中性子レムカウンタ	測定場所	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
		$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
		$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$
		$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Gy}/\text{h}$

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

様式第11 応急措置の概要報告

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

報告者名 _____
連絡先 _____

応急措置の概要について、原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	名称：原子燃料工業株式会社東海事業所 (事業区分：_____) 場所：茨城県那珂郡東海村村松3135番地41				
特定事象の発生箇所 (注1)					
特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)				
特定事象の種類 (注1)					
	(対応日時、対応の概要)				
発生事象と対応の概要 (注2)					
	※添付の有・無				
その他の事項の対応 (注3)	事業所対策本部の設置状況				
	被ばく者の状況及 び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： 被ばく者 ____ 名 要救助者 ____ 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事情の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 事業所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

(2/2)
(事業所外運搬)

【添付：輸送容器状況】

1. 輸送容器状態

(確認時刻：月 日 時 分)

事故発生時の 状況	輸送物		使用容器	
	出発地		到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	有・可能性有・ 無・不明	爆発の有無	有・可能性有・ 無・不明
	漏えいの有無	有・可能性有・ 無・不明		
	特記事項			

2. 放射線量状況

(確認時刻：月 日 時 分)

距離・ 場所								
$\mu\text{Sv}/\text{h}$								

3. 放射性物質放出状況等（放出、漏えい有りの場合に記載）(確認時刻：月 日 時 分)

放出、漏えい 開始時刻		放出、漏えい 停止時刻	
放出、漏えい 箇所			

4. その他

--

別表第14 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所

1. 三菱原子燃料株式会社

所在地	茨城県那珂郡東海村舟石川622番地1
事業所からの距離	約4km
敷地面積	約221,600m ²
その他	隣接して駐車場あり

※原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所については、平成31年12月までに上記1を含め複数の場所を選定するものとして整備する。

別表第12 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

事業所対策本部室

項目	仕様
広さ	・面積 約112m ²
耐地震・耐津波	・一般建築相当の耐震性、E.L.約30m
非常用電源	・ディーゼル式発電機（非常用発電装置）
燃料	・備蓄燃料（軽油） 約9,800リットル（7日分） ・その他 調達可能な小売店等から調達
非常用通信機器	・別表第8及び別表第9のとおり

別表第8 原子力防災資機材(1/2)

分類	法令による名称	具体的の名称	数量	保管(配備)場所	点検内容	点検頻度
放射線障害具	汚染防護服 呼吸用ボンベ(交換用のものを含む。)その他の機器 と一体となって使用する防護マスク	タイベックスーツ 空気呼吸器	28組 2個	事務棟 事務棟	外観・員数	1回/年
非常用通信機器	フィルター付き防護マスク 通常の業務に使用しない電話回線 ファクシミリ装置 特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話 その他の使用場所を特定しない通信機器	半面マスク 全面マスク 専用電話回線 専用ファクシミリ装置 専用樽内電話(PHS)	14個 14個 3回線 1台 16台	事務棟 事務棟 安全管理棟対策本部 安全管理棟対策本部 安全管理棟対策本部	外観・員数 外観・員数 外観・員数・動作 外観・員数・動作 外観・員数・動作	1回/年 1回/年 1回/年 1回/年 1回/年
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器 排水モニタ(バッチ式処理につき該当せず)	排気筒モニタ(α線排気モニタ) 加工工場／給気室 廃棄物処理棟／排氣室	3台	加工工場／給気室 廃棄物処理棟／排氣室	外観・員数・動作	1回/年
	ガンマ線測定用可搬式測定器 中性子線測定用可搬式測定器	電離箱式サーベイメータ NaIシンチレーションサーベイメータ 中性子線測定用サーベイメータ(レムカウンター)	2台 2台 2台	安全管理棟2F 安全管理棟2F 安全管理棟2F	外観・員数・動作 外観・員数・動作 外観・員数・動作	1回/年 1回/年 1回/年

別表第8 原子力防災資機材(2/2)

分類	法令による名称	具体的な名称	数量	保管(配備)場所	点検内容	点検頻度
計測器等(つづき)	空間放射線積算線量計	熱ルミネセンス線量計	10個	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回/年
	同上リーダ	1個	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回/年	
表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用α線サー ペイメータ	1台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回/年	
可搬式ダスト測定関連機器	(1)サンプラー (2)測定器	可搬式ダストサンプラー α線表面汚染測定器	4台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回/年
可搬式の放射性ヨウ素測定	(1)サンプラー	可搬式ダストサンプラー	1台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回/年
関連機器	(2)測定器	ヨウ素測定器	2台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回/年
個人用外部被ばく線量測定器	電子ボケット線量計	ヨウ素測定器	1台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回/年
ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	電子ボケット線量計	40台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回/年
担架	担架	ヨウ素剤	5000錠	安全管理棟2F	外観・員数	1回/年
その他資機材	除染用具	担架	2台	事務棟	外観・員数	1回/年
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	除染用具	1式	安全管理棟2F	外観・員数	1回/年
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	小型貨物車	1台	所内駐車場	外観・動作	1回/年
	可搬消防ポンプ	屋外消火栓設備	1式	建屋周辺	外観・動作	2回/年
		可搬消防ポンプ	1式	加工工場東、第2駐 車場	外観・動作	2回/年

別表第9 その他の原子力防災資機材

分類	具体的の名称	数量	保管（配備）場所	点検内容	点検頻度
放射線障害防護用器具	アノラックスージ	14着	事務棟	外観・員数	1回／年
	化学防護衣	14着	事務棟	外観・員数	1回／年
	ダストフィルタ	28個	安全管理棟	外観・員数	1回／年
	チャコールフィルタ	28個	安全管理棟	外観・員数	1回／年
非常用電源設備	非常用発電機（64kW）	1台	部材棟南	外観・動作	1ヶ月毎
	可搬式発電機（3.5kVA）	3台	機械棟	外観・動作	1ヶ月毎
	災害時優先電話	2台	安全管理棟	外観・動作	1ヶ月毎
通信関係	緊急呼出装置	1台	安全管理棟警備室	外観・動作	1回／年
	携帯型無線	6台	安全管理棟	外観・動作	1回／年
	衛星電話	3台	安全管理棟対策室、加工工場組立室、輸送本部	外観・動作	1回／年
FAX		4台	安全管理棟、技術棟、部材棟、安全管理棟、HTR燃料製造施設	—	—
	事業所内放送設備（一般放送設備）	1式	事務棟	—	—
計測器類	エリアモニタ	13台	加工工場、原料貯蔵庫	外観・動作	1回／年
	放射能測定装置	1台	加工工場	外観・動作	1回／年
非常食関係	非常食セット	対策本部員1名 につき3日分	記録保管棟1	外観・員数	1回／年
その他資機材	防災用テント（※）	1張	記録保管棟1	外観・員数	1回／年

(※) 平成31年12月整備完了予定

別図第7 原子力防災資機材等の保管(配備)場所

